

京都市訓令甲第 20 号

序 中 一 般

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条中「新型コロナウイルス感染症への対応」を「新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)